

最高裁で6度目の 不当労働行為が確定！

組合掲示板からの

掲示物撤去は不当労働行為！

3月16日、最高裁判所第三小法廷は、会社が東京高等裁判所での判決を不服として上告していた事件（東京高等裁判所平成21年（行コ）第134号不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件）に対し上告を棄却する決定を下しました。

この事件は、大阪第二運輸所における組合の掲示板から会社が掲示物を一方的に撤去した行為が地方労働委員会から不当労働行為であると認定されてきた事件です。

会社は直ちに謝罪せよ！

6回目の最高裁での不当労働行為の決定により、会社の違法行為がますます鮮明となりました。まさにJR東海は悪質な確信犯です。会社は、直ちに謝罪せよ！

判決文

裁判官全員の一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

いい加減にしろ！
不当労働行為をやめろ！